

# 大阪府中小企業対策審議会傍聴要領

## 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名を記入し、事務局の指示に従って受付のうえ、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の 30 分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守って下さい。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などをださないこと
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと
- (6) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと  
ただし、審議会の会長又は事務局の許可を得た場合は、この限りでない
- (7) 私語、談笑又は拍手等をしないこと
- (8) 議事に批評を加え又は意見を表明しないこと
- (9) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をしないこと

## 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。